

2. 部門別まちづくりの方針

(3) 社会基盤施設の整備方針

方針1	上水道の整備方針	54
方針2	下水道施設等の整備方針	55
方針3	河川・水路の整備方針	56
方針4	生活環境施設の整備方針	57

(3) 社会基盤施設の整備方針

社会基盤施設の整備方針	
1) 上水道の整備方針	①良質な水の安定供給
	②配水管等の老朽化対策の推進
2) 下水道施設等の整備方針	①下水道の整備推進による生活環境の向上
	②下水道管等の耐震化・老朽化対策の推進
	③合併浄化槽の普及促進
3) 河川・水路の整備方針	①水害に強い河川・水路等の整備
	②河川・水路空間の有効活用
4) 生活環境施設の整備方針	①廃棄物処理施設等の整備
	②その他の施設の維持管理

第1章

第2章

土地利用

道路交通

社会基盤

防災減災

みどり景観

生活充実

第3章

彦成地域

北部地域

早稲田地域

中央地域

東和地域

第4章

資料編

基本的な考え方

市民生活において基盤となるインフラ施設である水道および下水道は、将来にわたって市民がいつも通りに使える施設として、持続的で安定的な経営により安全な施設の運営と維持管理を行い、住みやすいまちづくりをめざします。

本市は江戸川をはじめ多くの河川・水路が流れていますが、適切な整備等により安全で安心なうるおいある自然空間をめざします。

また、ごみ減量化・資源化の推進、安全・効率的なごみ処理の運営等、生活環境に配慮したまちづくりをめざします。

方針1 上水道の整備方針

将来にわたって、市民がいつも通りに使える安心安全な水道、災害時においても給水を止めず、市民と地域に寄り添って成長する水道をめざします。

1) 現況・課題

- 平成28年に「三郷市水道事業ビジョン」並びに「第3次三郷市水道事業基本計画」を策定し、計画的な施設整備を行っています。
- 現在の水源は、埼玉県営水道が約8割、深井戸からの地下水が約2割となっており、また配水管等は、総延長約604 kmで内39.0%が耐震管となっています（令和元年度末）。
- 今後、良質な水を安定供給していくために、浄配水場施設および配水管路の耐震性の確保や長寿命化対策を行っていくことが課題となっています。

2) 具体的な方針

① 良質な水の安定供給

- 安定した給水を行っていくため、浄水場・配水場の耐震性の確保を図ります。また、水源の確保から、埼玉県営水道と水需給について十分な連絡協議を行います。
- 深井戸については、渇水時等にも一定の水量が確保できる水源として、維持管理を適切に行い保全に努めます。

② 配水管等の老朽化対策の推進

- 老朽管の耐震管への更新を計画的に行うとともに、橋梁に添架された露出管路については、適切な維持管理を行います。

方針2 下水道施設等の整備方針

快適な生活環境の実現を図るべく、生活排水基本計画を定め、生活排水の適切な処理に取り組んでおり、河川や水路等の水質は、公共下水道や浄化槽等、生活排水処理施設が適切に機能することで保全されます。下水道は市民の重要なライフラインであり、常に使用が可能となるように、持続的で安定的な経営による、安全な施設の運営と維持管理をめざします。

浄化槽整備については、生活雑排水の処理が可能な合併浄化槽への転換を促進します。

1) 現況・課題

- 本市における汚水処理は、市街化区域の排水区域内は公共下水道事業により、それ以外の区域は浄化槽の処理により行われています。
- 令和3年4月1日現在、生活排水処理人口普及率は約86%となっています。
(生活排水処理人口普及率とは、公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合です。)
- 令和3年4月1日現在、公共下水道(汚水)の普及率(処理区域内人口÷行政人口)は約85%、水洗化率(水洗化人口÷処理区域内人口)は約89%となっています。
- 公共下水道については、今後、事業認可区域内の整備を進めることや40年以上が経過した下水道施設を含め、施設の維持管理を適切に行うことが課題となっています。
- 河川や水路をはじめとする公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水処理の向上に取り組む必要があります。

2) 具体的な方針

① 下水道の整備推進による生活環境の向上

- 公共下水道(汚水)を計画的に整備することにより、河川・水路の水質汚濁を防止し、清潔で快適な生活環境の向上を図ります。
- 既整備区域については、整備効果を高めるため水洗化のさらなる普及を図ります。

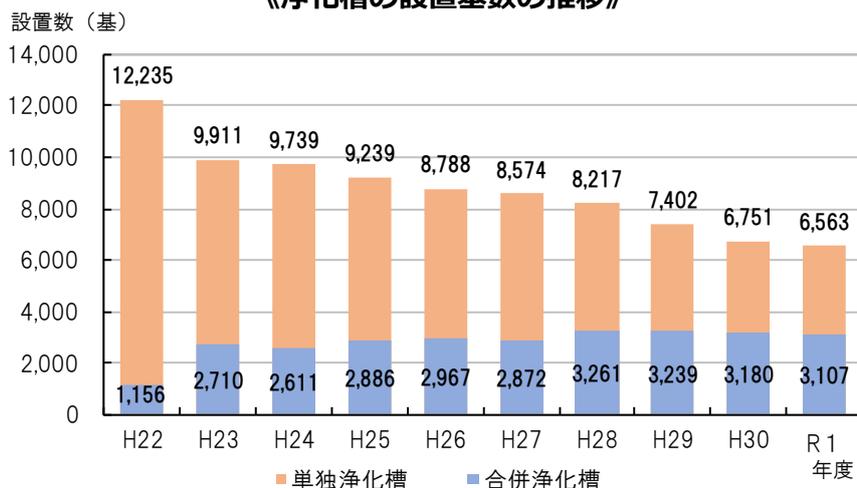
② 下水道管等の耐震化・老朽化対策の推進

- 「整備拡張の時代」から「維持管理の時代」への変化を踏まえ、ストックマネジメント計画に基づき、下水道管等の適切な維持管理を図ります。

③ 合併浄化槽の普及促進

- 単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進することにより、河川等への処理されていない生活雑排水の流入を防ぎ、適正に処理をした排水を実現して、河川の水質汚濁防止を図ります。

《浄化槽の設置基数の推移》



資料：埼玉県市町村別浄化槽の設置基数

方針3 河川・水路の整備方針

本市を流れる河川・水路は、日々の生活にゆとりとうるおいを与え、自然の豊かさを感じさせてくれる地域資源です。この地域資源を適切に整備、維持管理することにより、災害に対応した安全で安心な自然空間の形成をめざします。

1) 現況・課題

- 本市は、江戸川と中川の一級河川に挟まれており、江戸川と中川を結ぶ三郷放水路や大場川、第二大場川が流れ、さらに二郷半領用水路等の水路が網目状に形成されています。
- このような河川水路網は、本市の景観の特徴となっており、水辺空間として環境にうるおいを与えていますが、一方で集中豪雨時には氾濫の危険性や内水による浸水被害の発生等が懸念されます。
- 河川・水路については、治水対策による浸水被害の軽減を図るとともに、良好な自然空間の一つとしての有効活用を図っていくことが課題です。



三郷放水路

2) 具体的な方針

① 水害に強い河川・水路等の整備

- 下第二大場川における護岸整備や河床掘削等の河川改修、水路の整備・改修をすることにより、流下能力を拡大し浸水被害の軽減を図ります。
- 管理用道路や転落防止柵、水路上部利用等を併せて整備することにより車両や歩行者における安全確保や生活環境の向上を図ります。

② 河川・水路空間の有効活用

- 江戸川、中川については、河川管理者と連携し河川空間の有効活用等を図ります。
- 大場川や第二大場川、二郷半領用水路については、遊歩道や親水空間の整備等、市民に親しまれる貴重なオープンスペースとしての活用を図ります。
- 河川に対する雨水流出抑制を図るため、農地を活用した保水機能の確保に努めます。



二郷半領用水路

方針4 生活環境施設の整備方針

ごみ減量化・資源化の推進や安全で効率的なごみ処理の運営、一般廃棄物処理場の更新等、生活環境に配慮したまちづくりをめざします。

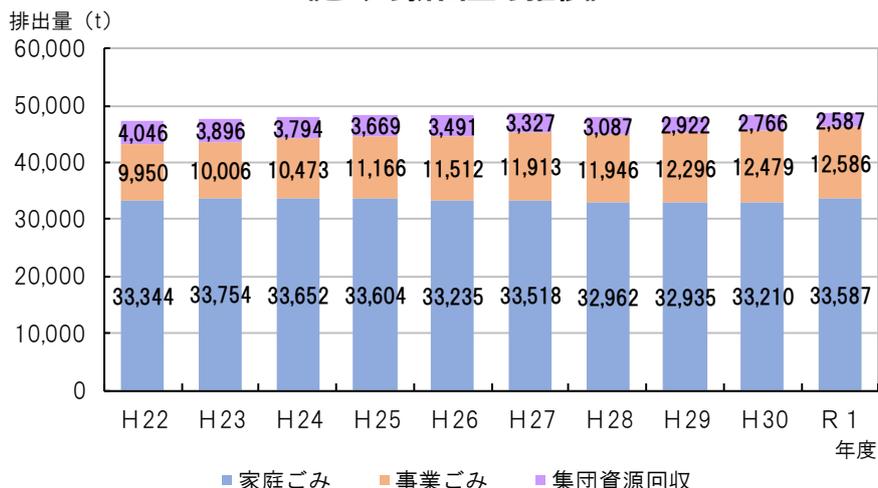
1) 現況・課題

- 本市では、三郷市環境基本条例に基づき、すべての市民が共に力を合わせ、三郷の良好で快適な環境を保全し、地球環境の保全に貢献していくため、「三郷市環境基本計画」と「三郷市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、廃棄物処理を実施しています。
- 本市の廃棄物は、以下の施設において処理が行われています。
 - ごみ焼却施設：東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設（越谷市）
 - 中間処理施設：三郷市一般廃棄物不燃物処理場（三郷市）
 - 資源化処理施設：東埼玉資源環境組合堆肥化施設（越谷市）
 - 最終処分施設：三郷市一般廃棄物最終処分場（三郷市）および東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場（越谷市）
- 家庭ごみについては、人口の伸びに比べ、全体量は横ばいで推移していますが、事業ごみについては、市内における事業所の立地の増加に伴い、緩やかな増加傾向にあります。これらの適切な処理と再資源化により地球環境の保全を図るとともに排出ごみの減量・分別化に向けた取り組みを行うことが課題となっています。



東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設

《ごみの排出量の推移》



資料：三郷市環境事業報告書（令和元年度）

2) 具体的な方針

① 廃棄物処理施設等の整備

- 三郷市一般廃棄物不燃物処理場では、家庭や事業所から排出される燃えないごみや粗大ごみ、資源となるごみ等の分別や中間処理を行います。
- 現在の三郷市一般廃棄物不燃物処理場は昭和60年から稼働しており老朽化が進んでいるため、新たな三郷市一般廃棄物不燃物処理場を整備し、処理能力の向上とリサイクルの推進を図ります。
- 三郷市一般廃棄物不燃物処理場では、社会科見学や団体見学を行っており、施設を更新する際には、より安全な見学ルートの確保や環境学習を行える啓発スペース、視聴覚教室等の整備を検討していきます。

② その他の施設の維持管理

- 都市施設として位置づけられている火葬場は、今後も適切な維持管理と必要に応じた施設の整備を行います。



三郷市斎場

